|  |
| --- |
| 令和　　年　　月　　日  　　　庄　原　市　長　様  事業主住所    固定資産税の課税免除（不均一課税）を受けるにあたり要件とされている租税特別措置法第12条又は第45条の規定に基づく特別償却の適用については，次のとおり規定には該当していますが，２の理由によりこれらの規定に基づく特別償却は行っていません。  　１　該当する規定  (1)　租税特別措置法第12条第３項（第45条第２項）の表の第１号  (2) 租税特別措置法第12条第３項（第45条第２項）の表の第２号  (3)　租税特別措置法第12条第３項（第45条第２項）の表の第３号  (4)　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  　２　特別償却を行わなかった理由 |

（注）１については，該当する規定の番号を○印で囲むこと。